

第26回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第26回定例会 令和4年5月30日

開会 13時30分 閉会 15時00分

出席委員
(18名)

会長 依田繁二	13 大塚賢
1 荻原勝夫	14 齊藤敏彦
3 武井誠	16 小宮山信幸
6 小林澄男	17 小野澤文利
7 小山孝幸	推進 射手誠司
8 青木茂良	推進 佐藤邦利
10 成山喜枝	推進 関泰秀
11 柳澤峰晴	推進 杉田修司
12 宮下通	推進 荻原清一

欠席委員

2 深井佳人 5 関一夫 15 関敏夫 18 笹平民男

議事録署名委員

3 武井誠 6 小林澄男

出席職員
(7名)

農業委員会事務局
事務局長 小林 幸司
事務局次長 小宮山 真二
事務局 小林 誠司
事務局 黒澤 しほ
事務局 佐藤 一弥
事務局 酒井 綾
事務局 伊藤 世志子

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画について
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について
第2回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

事務局 ご苦勞様です。會議に先立ちまして5月21日に若林泰平會長代理がお亡くなりになりました。謹んでお悔やみ申し上げます。黙禱を行います。會長お願いします。黙禱、ありがとうございます。會長代理の後任につきましては、役員会等で話し合いをしていきたいと思ひます。それでは會長、挨拶をお願いします。

會長 皆さんこんにちは、若林會長代理のお通夜に農業委員会代表でご焼香してきました。ご家族の方が、皆様には大変お世話になりましたとご挨拶をいただきました。ご冥福をお祈り申し上げます。コロナ感染症も減少傾向で、終息していくことを願うばかりです。温度差が激しい毎日ですが、健康管理をしっかり行いたいと思ひます。農業委員会活動記録の書き方が変更になり、仕事の合間に書く事が大変と感じています。皆さんはいかがでしょう。全国農業新聞5月27日を読まれたと思ひますが、5月20日の参議院本會議で、人・農地関連法が成立し各委員、事務局の負担が大きくなり、今まで以上に重責となります。5地区の人・農地プランで検討してきた内容をさらに具体化していく必要があると思ひます。農繁期で大変ですが地区ごとの推進をお願いします。

議長(會長) それでは議事に入ります。本日の議事録署名委員は、3番武井誠委員と6番小林澄男委員をお願いします。農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、説明します

番号1、〇〇、図面は1ページをご覧ください。〇〇の南東にある農地です。譲受人は〇〇のガスの輸送やパイプラインの管理をしている業者、譲渡人は〇〇の方で、地役権の設定です。現在すでに当農地の地下にパイプラインが敷設されており、権利保全を図るため今回の申請に至りました。期間は施設存続期間中となっております。地上の耕作には支障がないため問題ないと判断しました。

番号2、〇〇、図面は2ページをご覧ください。〇〇の100メートルほど北にある農地です。譲受人、譲渡人共に〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では水稻を栽培する予定です。譲受人の耕作地と隣接した農地ということで、問題ないと判断しました。

番号3、〇〇、図面は3ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。譲受人の住所は〇〇となっておりますが、申請地の隣接に家を持っており、基本は東御市に住んでいるということです。当農地は今までも利用権設定で譲受人が耕作しており、許可後も今までと同様耕作していきます。申請地ではブルーベリーを栽培する予定です。譲受人の東御市の自宅の隣接地で今までも譲受人が耕作されている土地のため、問題ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、宮下委員より説明をお願いします。

宮下委員 説明します。譲受人は〇〇さんです。譲渡人は〇〇さんです。通常は道路に敷設するパイプラインですが、〇〇があるため農地に6メートル敷設してあります。耕作するには問題ないということですが、建造物は禁止されているそうです。よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号2の案件につきまして、射手委員より説明をお願いします。

射手委員 場所は〇〇にある農地です。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さん、〇〇さん夫婦です。資料は2ページを参照してください。〇〇さんは野菜とクルミを栽培しています。〇〇さん夫婦は農業規模を縮小したいということで、〇〇さんに譲り渡すことになりました。田として活用したいそうです。周辺地域への影響はないと考えます。自宅から歩いて6分、所有農地に隣接していることから問題はないと思いますが、ご審議よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号3の案件につきまして、小林委員より説明をお願いします。

小林委員 よろしく申し上げます。図面の3ページを見てください。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。〇〇さんの別荘のすぐそばに申請地があります。〇〇さんは高齢のため耕作ができないということで、〇〇さんに譲り渡すことになったそうです。申請地は荒廃農地でしたが現在はきれいになっていました。〇〇さんは〇〇ですが、一年の大半が東御市に住んでいます。問題はないと思いますが、ご審議をお願いします。

議長(会長) ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして第3号議案農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

番号1、〇〇、所有権移転、図面は4ページ、5ページをご覧ください。〇〇にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在、同地区内で建設業を営んでおり、自己所有地のみでは重機や資材を保管するのに手狭なため、申請地を譲り受け、駐車場・資材置場とするもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号2、〇〇、所有権移転、図面は6ページ、7ページをご覧ください。〇〇の南東にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方で、譲渡人は2名おり譲受人の父と叔父にあたります。譲受人は現在、借家に住んでいますが、手狭なため、申請地を譲り受け住宅を建設するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号3、〇〇、所有権移転、図面は8ページ、9ページをご覧ください。〇〇の北にある農地です。駐車場・家庭菜園・物置敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は申請地の隣接地に自宅がありますが、家族全員分の駐車場がなく手狭なため、申請地を譲り受け駐車場とし、合わせて家庭菜園と物置の敷地とするものです。譲渡人は譲受人の申

出に応じたものです。なお、申請地は令和4年1月に農振除外済です。第1種農地ですが、拡張面積が既存敷地の敷地面積の2分の1を超えない拡張のため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号4、〇〇、所有権移転、図面は10ページ、11ページをご覧ください。〇〇にある農地です。駐車場・資材置場敷地の申請です。譲受人は鉄筋工事業を行っている市内の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地にてコンテナハウスの仮置き場と大型車の駐車場を新設し、申請地に隣接する工場と一体利用するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。なお、申請地は令和元年8月に農振除外済です。第1種農地ですが、拡張面積が既存敷地の敷地面積の2分の1を超えない拡張のため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号5、〇〇、所有権移転、図面は12ページ、13ページをご覧ください。〇〇にある農地です。共同住宅敷地の申請です。譲受人は不動産業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地に1棟の共同住宅の建設を計画しており、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。また、雨水は地下浸透、雑排水は公共下水道に接続放流する計画です。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号6、〇〇、所有権移転、図面は14ページ、15ページをご覧ください。〇〇にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人は卸売・小売業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は2名おり、ともに〇〇の方です。同地区内で車両販売をしている譲受人のグループ会社の従業員駐車場が不足しているため、申請地を譲受け駐車場として利用を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。また、敷地は砕石敷きとし、雨水浸透施設を設ける計画です。準工業地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員 お願いします。場所は〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請地の管理は近所の方やシルバーに依頼して草刈りを行っていました。〇〇さんは建設業をされていて駐車場、重機、トラック等を置いていた場所を返すことになり、また手狭になったということで探していました。雨水は地下浸透ということです。ご審議よろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につ

きまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特
ないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方
は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号2の案件につ
きまして、齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員 よろしくをお願いします。場所は〇〇にある農地です。譲受人は〇〇さん、
譲渡人は〇〇さん、〇〇さんで〇〇さんの父と叔父になります。〇〇さん
は現在アパートに住んでいますが手狭になったため父、叔父の農地を譲り
受け住宅を建てたいということです。問題はないと思いますが、ご審議よ
ろしくをお願いします。

議長(会長) ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につ
きまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特
ないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方
は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号3の案件につ
きまして、齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員 続けてよろしくをお願いします。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇さん、
譲渡人は〇〇さんです。申請地に隣接する場所に〇〇さんの自宅があり、
住宅敷地の拡張をしたいということで、駐車場、家庭菜園、物置を計画し
たいそうです。〇〇さんは求めに応じたそうです。近隣住民の承諾をいた
だいているそうです。問題はないと思いますが、ご審議よろしくお願
いします。

議長(会長) ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3の案件につ
きまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特
ないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方
は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号4の案件につ
きまして、関泰秀委員より説明をお願いします。

関泰秀委員 説明します。図面は10ページ、11ページを参照してください。場所
は〇〇にある農地です。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇さんです。〇〇の会

社で、資材置場が不足しているということで、会社近くの農地を譲り受けることになりました。〇〇さんは平成27年に相続で得た農地で耕作はしていませんでした。〇〇は新規事業でコンテナハウスを計画していて、資材やトラック置場として活用するそうです。周辺の野菜農家、ブドウ農家の承諾はいただいているそうです。よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

小宮山委員 この場所は高低差があると思いますが、対策は出来ているのかお伺いします。

事務局 〇〇は石積がしてあります。傾斜はありますが、問題はないと考えます。

議長（会長） 他にございますか。特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号5の案件につきまして、射手委員より説明をお願いします。

射手委員 よろしくお願いします。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。譲受人は共同住宅を建てたいということです。隣接する農地はありません。第3種農地ということで、問題はないと思いますが、ご審議よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号6の案件につきまして、杉田委員より説明をお願いします。

杉田委員 よろしくお願いします。資料は14ページ、15ページになります。場所は〇〇から北へ300メートルの農地です。譲渡人は〇〇さん、〇〇さんと相続により取得しました。草刈りは人をお願いしていて耕作する意思はありません。譲受人は〇〇で、関連会社〇〇の社員駐車場30区画として利用したいという計画です。周辺は川、道路に挟まれています。北側の

農地所有者には承諾をいただいているそうです。雨水は地下浸透ということで問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして、第3号議案農地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局 第3号議案、農用地利用集積計画5月分について説明します。資料3ページが通常の利用権設定です。11件、17筆、合計32、602平方メートルです。資料4ページは中間管理事業を使った利用権設定です。15件、19筆、合計28、484平方メートルです。全体の合計は26件、36筆、61,086平方メートルです。今月は所有権移転はありませんでした。以上です。

議長（会長） ありがとうございます。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による届出について事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第1号農地法第4条の規定による届出について説明します。
報告1、〇〇、資料は16ページ、17ページです。〇〇にある農地です。農業用倉庫敷地の届出です。対象地1、470平方メートルの内、42.5平方メートルの届出になります。
報告2、〇〇、資料は18ページ、19ページです。〇〇にある農地です。農業用倉庫敷地の届出です。対象地1、808平方メートルの内、70.29平方メートルの届出になります。
報告3、〇〇、資料は20ページ、21ページです。〇〇にある農地です。農業用倉庫敷地の届出です。対象地2、885平方メートルの内、194.88平方メートルの届出になります。以上3件の届出について、報告させていただきます。

議長（会長） ありがとうございます。それでは第2回農業改善計画認定意見聴取について事務局より説明をお願いします。

事務局

第2回農業改善計画認定意見聴取について説明します。〇〇さんで平成14年3月に認定農業者として5回目の更新です。〇〇の方です。農業経営体の営農活動の現状及び目標の営農類型は現状、目標ともに稲作、工芸農作物は薬用人参、露地野菜はスイートコーンです。農業経営の現状及びその改善に関する目標ですが、年間所得の現状は〇〇、目標は〇〇、年間労働時間の現状は4、400時間、目標は4、000時間となっています。主たる従事者は2人です。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標として、作付面積の現状は水稻〇〇アール、スイートコーン〇〇アール、薬用人参〇〇アールで目標としてスイートコーンを〇〇アール増やすそうです。農用地として現状、目標ともに同じですが、近年借入地として〇〇、〇〇を増やしたそうです。生産方式の合理化に関する現状と目標、措置ですが水稻については現状維持で、スイートコーン、薬用人参については排水の悪いところがあるので弾丸暗渠を引く予定です。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置ですが、薬用人参については毎年不安定であり湿害に悩まされることが多いので昨年より弾丸暗渠を購入し、安定した所得を確保するよう今後も行っていく予定ということです。農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は繁忙期の臨時雇用等を徐々に増やし、経営者の従事時間を減らしながら維持管理したいそうです。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は田植え機〇台購入したいそうです。以上です。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。武井委員より説明をお願いします。

武井委員

〇〇さんは〇〇の方です。父親の〇〇さんから話を聞いてきました。〇〇さんは〇〇ですが現役で農業をしています。水田は〇〇、畑は〇〇で耕作しています。出荷先は農業協同組合を通して市場に出しているそうです。薬用人参は北御牧の特産品で多くの農家が生産していました。現在は数少ない生産者です。弾丸暗渠を引くなど意欲的に取り組んでいます。よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。

（全員挙手）

全員の賛成と認め、決定いたします。

以上を持ちまして議事を終了します。慎重審議のご協力ありがとうございました。

議事録署名人_____

(※直筆でお願いします)